

寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について

平成 28 年 7 月

寝屋川市教育委員会

目 次

はじめに	P 1
1. 本市の小中一貫教育	P 2
2. これまでの取組と成果・課題	P 7
3. 次なる小中一貫教育に向けての検討	P 19
4. 今後的小中一貫教育	P 23

～小中一貫教育の背景～

小学校における学級崩壊や中学校において激増する不登校問題、少年非行や暴力行為などの低年齢化と問題行動の増加等に対処するために、小中学校が一体となった教科及び生活面での指導が求められている。また、近年、心身の成長に著しい差異がみられ、これまでのように小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況になってきており、学ぶ意欲の減退など学校教育における今日的課題の背景には、子どもの発達段階に小・中学校のシステムが対応し切れていない側面がある。こうした課題を解決するためには、義務教育9年間を見通した教育課程・指導方法の構築が必要である。

出典：第27次寝屋川市校区問題審議会

『寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について（答申）』4ページ（小中一貫教育の意義について）

このような背景から、本市と同様に全国各地でも小中一貫教育が推進されており、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

はじめに

近年、情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜くために必要な力を育むこと、社会の変化に柔軟に対応できる力を育むことが、今の教育に求められています。

平成 28 年 4 月、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。こうした状況の中、子どもたちの教育に関わる者がより連携を密にし、共通の認識と目標の下、子どもの成長に合わせた柔軟かつ適切な指導を行うことが求められています。

本市では、平成 17 年度から義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」を推進し、全中学校区において特色ある中学校区づくりに取り組んでまいりました。これまでの小中一貫教育の実施によって、小中学校の学びや心理的側面での段差は、学力・体力の向上や不登校者数の減少等から見ても、確実に成果が見られるほか、教職員間における情報共有や指導力も着実に向かっています。また、「地域で子どもを育てる、顔の分かる地域」の実現に向けた取組を進めた結果、学校・家庭・地域の連携強化も図られています。

子どもたち一人一人の学力・心力・体力を更に高めていくためには、これまでの実績や課題を踏まえ、地域との連携を図る中で、就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、生涯を通じて学び続けることのできる体制を構築し、小中一貫教育の新たなステージの展開を図ることが必要となります。

引き続き、主体的に教育改革を進めるとともに、創意工夫をいかした教育活動を推進する中で、「心豊かで思いやりがあり、元気に生きる子」の育成を図り、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進し、市民からの信頼に応える教育の実現に努めてまいります。

1. 本市の小中一貫教育

本市の取組

◇小中一貫教育の歩み

平成 15 年 4 月 文部科学省研究開発学校 市立第十中学校区

小中一貫教育（理科教育・情報教育・英語教育研究部）の研究を
開始

平成 15 年 8 月 校区問題審議会 答申（平成 14 年 7 月 5 日 諮問）

小中一貫教育の理念を積極的に進め、同一小学校から中学校への
接続分離を早期に適正化することの答申

平成 16 年 12 月 小中一貫教育推進委員会の設置

内閣府から「英語教育特区」の認定

※平成 21 年 3 月から文部科学大臣指定「教育課程特例校」

平成 17 年 4 月 小中一貫教育を開始

学校選択制（中学校区における入学時の小学校選択）を開始

平成 22 年 2 月 学校教育に関する有識者会議

（小中一貫教育 5 年間の検証と今後～有識者提言～）

平成 23 年 4 月 小中一貫教育「寝屋川 12 学園構想」を推進

平成 28 年 3 月 学校教育に関する有識者提言

（小中一貫教育 11 年間の検証と今後）

平成 17 年度～平成 22 年度

本市では、平成 15 年度から文部科学省研究開発学校として、第十中学校区（第十中学校・三井小学校・宇谷小学校）が、小中一貫教育（理科教育・情報教育・英語教育研究部）の研究を開始しました。

平成 17 年度からは、この研究における取組の成果や、校区問題審議会の答申、中学 1 年生時の市学習到達度調査の達成率が急激に低下すること、不登校数が激増する実態等を踏まえ、当該年度を教育改革元年と位置付け、学識経験者・校長会役員・教頭会代表・教育委員会事務局（指導主事等）で構成する寝屋川市小中一貫教育推進委員会（以下「小中一貫教育推進委員会」といいます。）を軸に、全中学校区において、目指す子ども像を明確にし、義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育をスタートしました。

平成 21 年度には、小中一貫教育による成果・効果の検証を行うため、市学校教育に関する有識者会議を開催し、今後の方向性について「義務教育の活性化が必要である」との提言を受け、平成 22 年度には目指すべき方向性を寝屋川市小中一貫教育アクションプラン（以下「小中一貫教育アクションプラン」といいます。）としてまとめ、義務教育全体の質の向上を図る取組を進めました。

平成 23 年度～現在

平成 23 年度からは、小中一貫教育の更なる展開を図るべく、中学校区の中学校を一つの「学園」と考え、中学校区ごとに 5 年後 10 年後の目標を見据え、特色ある中学校区づくりに向けた「寝屋川 12 学園構想」を推進してきました。その一例として、ドリームプラン^(※)も学校単位での選考から、中学校区単位での選考とすることで、中学校区が一体となった取組が行われるようになりました。

各中学校区が 9 年間で目指す子ども像を明確にし、子どもたちの学力・心力・体力を更に高めるため、「小中一貫教育アクションプラン」における指標を基に、「ていねいに鍛える」取組が行われるとともに、各中学校区で合同会議や合同研修会等も行われるようになり、「9 年間で子どもを育てる」という教職員の意識改革が進みました。

小中一貫教育の 11 年間の成果の下に、新たな小中一貫教育をスタートさせ、次の展開につなげていくために、平成 28 年 3 月、「小中一貫教育 11 年間の検証と今後」として、有識者から提言を受けたところです。

【寝屋川市小中一貫教育 11 年間の歩み】

平成 17 年度～

平成 23 年度～

寝屋川市小中一貫教育推進委員会

アクション
プラン作成

小中一貫教育アクションプラン

有識者提言

有識者提言

特色ある学校づくり

特色ある中学校区づくり

・市教育委員会と校長会の連携

→校長会課題別研修部会と指導主事ワーキンググループの連携

・管理職・教職員の意識改革

→中学校区教職員としての意識向上

・中学校区内における目標等の共有、小中学校間における協力・連携

→校長目標設定面談、合同会議の開催、児童・生徒の交流

※ドリームプラン

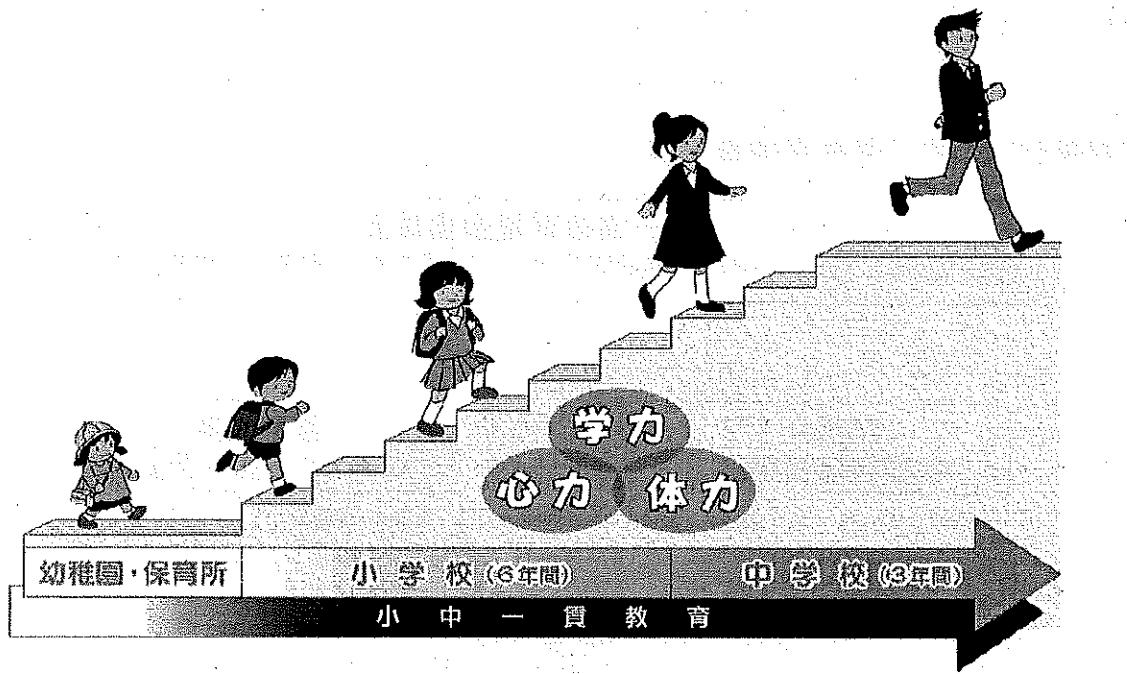
子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むため、各学校の特色や地域の資源をいかした「学校の特色づくり」を応援するため、平成 15 年度から実施している。平成 23 年度からは、特色のある中学校区づくりを推進するため、中学校区ごとの予算配当とし、中学校区合同での研修会や先進校視察、授業研究会等、学力向上や研究推進等に向けた取組を全中学校区で行っている。

～小中一貫教育イメージ図～

寝屋川市の目指す子ども像

心豊かで、思いやりがあり、元気に生きる子

1. 確かな学力を身につけた子ども・・・主体的に問題解決する力
2. 学ぶ意欲、学ぶ習慣を身につけた子ども・生涯にわたって学び続ける力
3. コミュニケーション力と情報活用能力を身につけた子ども
・・・・世界にはばたく力
4. 心豊かで思いやりのある子ども・・・人・社会を大切にする力
5. 健康で元気な子ども・・・たくましく生きる力



小中一貫教育のもと、それぞれの中学校区が、9年間で目指す子ども像を明確にする中で、特色ある中学校区づくりを推進し、子どもたち一人一人の学力・心力・体力を高める。

小中一貫教育を推進する体制

小中一貫教育の推進に当たっては、各中学校区や各学校の運営組織だけでなく、「小中一貫教育推進委員会」を設け、取組の進捗状況を確認するとともに、今後の方針性等を検討しています。

さらに、小中一貫教育の推進を計画的に行うため、校長会課題別研修部会と指導主事ワーキンググループで構成する6つのワーキンググループ（学力、心、体、英語、生徒指導、支援教育）が合同で会議を行うなど、教育委員会事務局と校長会が一体となったボトムアップの組織体制により、多様な視点で検証を行っています。また、本市が目指す方向性や指標等については、「小中一貫教育アクションプラン」や「寝屋川教育フォーラム」において、市内全教職員での共有化を図っており、各中学校区や各学校では、様々な工夫を行いながら、その具現化に向けた取組が行われています。

【寝屋川市小中一貫教育推進体制】

小中一貫教育推進委員会

学識経験者・校長会役員・教頭会代表・教育委員会事務局（指導主事等）

校長会
課題別研修部会

【学力WG・心WG・体WG・英語WG・生徒指導WG・支援教育WG】

指導主事
ワーキンググループ(WG)

中学校区単位の推進体制
小中一貫教育推進会議、事務連携会議、小中合同研修会 等

各校の推進体制

校内部会 等（中学校区の推進組織にあわせて設置）

2. これまでの取組と成果・課題

小中一貫教育の推進により、各中学校区で小中学校が一体となった取組が展開されています。これにより、児童・生徒の様々な課題が解消するだけでなく、学力・心力・体力の向上につながっており、これまでの取組と成果等を検証するに当たっては、推進・指導体制及び児童・生徒の学びから検証を行います。

推進・指導体制における取組と成果等

「小中一貫教育推進委員会」において進捗状況を確認しながら、各中学校区や各学校の推進組織が中心となり、様々な取組が行われています。その主な取組と成果は、以下のとおりです。

①市教育委員会と校長会の連携強化

校長会課題別研修部会と指導主事ワーキンググループが、毎月1回会議を行い、6つのワーキンググループ（学力、心、体、英語、生徒指導、支援教育）ごとに、取組の進捗状況を共有しています。教育委員会事務局と校長会が一体となったボトムアップの組織は、取組の推進だけでなく、連携の強化を図ることを可能とするなど、小中一貫教育の推進において、大きな役割を果たしており、今後もその充実が求められます。

②管理職、教職員の意識改革

年度当初の目標設定に当たり、教育長による目標設定面談を、中学校区を構成する小中学校の3校長に同時に実施し、中学校区としての目指す方向性を明確にしています。教頭においても、中学校区内の各校と日々連携し、校長の学校経営方針の実現に努めるなど、管理職の意識改革が図られました。

また、教職員では、「小中一貫教育推進教職員短期留学」として、全中学校区において、校区を構成する3校の各教職員を全国の先進校に派遣しており、研修成果を各中学校区はもちろん、市全体でも共有する取組を行っています。さらに、「小中学校間いきいきスクール」として、発令を受けた教員が小中学校それぞれで授業等を行っています。小学校・中学校という枠組みだけでなく、小中一貫教育による「9年間で子どもを育てる」という方針は、全教職員に浸透してきており

り、今後も更なる推進が求められます。

③指導方法への改善意欲、指導力の向上

いずれの中学校区でも、教科指導研修会や生徒指導研修会、さらには、夏季研修会を中学校区合同で開催しています。中学校区教職員が合同研修会等で意見を交わすだけでなく、互いの授業を参観することで、指導方法への改善意欲が高まるとともに、指導力の向上につながっています。

経験年数の少ない教職員が増加している状況からも、学び続ける教職員の育成に向け、経験年数に応じた研修を計画的に実施するとともに、中学校区の中核を担う教職員を育成していくことも必要です。

④中学校区内における目標等の共有

各中学校区の教職員で構成する「小中一貫教育推進会議」等、定期的に会議を開催し、中学校区で目指す方向性を共有しています。さらに、全国学力・学習状況調査や市学習到達度調査等の結果分析を中学校区合同で行うとともに、指導カリキュラムの作成や見直しが行われる等、中学校区として目指す方向性を常に共有しています。

今後、道徳の教科化や英語教育改革実施計画、さらには、次期学習指導要領等を視野に入れ、中学校区として目指す方向性を、全教職員でより一層共有していくことが必要です。

⑤小中学校等における協力・連携強化

就学前教育からの連携強化では、スムーズに小学校生活を送ることができよう、福祉分野と教育分野の保・幼・小連携を進めており、平成25年度からは「保育所園・こども園・幼稚園・小学校連携の集い」として、それらに携わる教員・担当者が集まり、円滑な小学校生活のスタートに向けた情報共有・連携が行われています。

各中学校区では、市学童水泳記録会やハートプログラム、ホップ・ステップ・イングリッシュ交流会等、スポーツや行事等における児童・生徒間の交流も活発に行われています。教職員間でも定例的な会議など日頃から密な協力・連携を行

うとともに、必要に応じてケース会議を行っています。小中学校間の日頃からの協力・連携体制が、学力・心力・体力を更に高める取組につながっています。

今後も国新たな制度を活用した体制づくりを視野に入れ、小中学校の連携を進めるに当たり、小中一貫教育の前段階である就学前教育との連携をより一層図ることが必要です。

⑥特色ある中学校区づくりの推進

「特色ある中学校区づくり」については、ドリームプランを大きな柱としており、平成23年度から、個別の学校単位の計画から中学校区単位の計画を策定し、より中学校区を意識した取組を推進する体制に変更しています。これにより、プラン立案の段階から、中学校区で検討し、有識者や校長経験者、企業経営者等が入った選考委員会でプレゼンテーションを行う過程において、中学校区3校長の共有認識がより強固なものとなり、「特色ある中学校区づくり」につながっています。今後も、継続的な取組となるよう、これまでの成果を基に、特色ある取組を推進していく必要があります。

⑦地域の資源や人材をいかした取組の充実

地域の資源や人材、保護者や地域の意見をいかした教育活動や学校運営を図るため、市立校園PTA協議会並びに青少年指導員会、地域教育協議会等の社会教育団体との協働や地域協働協議会等の地域ネットワークを活用する中、小中学校の垣根を越えた地域での教育力の向上や青少年の健全育成が図られています。

今後も、地域の教育力向上に向けた「開かれた学校」を理念とする中で、地域に根差した中学校区づくりに取り組み、地域ネットワークづくりを推進していく必要があります。

児童・生徒の学びにおける取組と成果等

新たな小中一貫教育をスタートするに当たり、校長会課題別研修部会と指導主事ワーキンググループで構成する6つのワーキンググループにおいて、「小中一貫教育アクションプラン」に基づき、これまでの取組と成果の検証を行い、平成28年3月、「小中一貫教育11年間の検証と今後」として、有識者から提言を受けました。その主なものは、以下のとおりです。

①学力向上

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
学力をつける授業づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○ユニバーサルデザインの授業づくりの実施○言語活動を大切にした授業の実施○学びあいの授業の実施
きめ細かなフォローアップ	<ul style="list-style-type: none">○学力向上に向けたシステムづくりの推進
学ぶ習慣の育成	<ul style="list-style-type: none">○自分の課題を把握し、計画的に学習できる子どもの育成○知識・体験・ことばの大切さを知る子どもの育成

成果等

全国学力・学習状況調査（小学6年生に国語と算数、中学3年生に国語と数学を実施）や市学習到達度調査（小学2年生から5年生に国語・算数、中学1年生と2年生に国語・数学・英語、中学3年生に英語を実施）等の結果を、各中学校区において分析を行うとともに、学力の中間チェックシステムの構築等、各中学校区内での学力向上に向けた体制づくりが進んでいます。

このことは、平成27年度の全国学力・学習状況調査における学校質問紙調査の「学校の教育目標やその達成に向けた方策について、全職員の間で共有して取組に当たっている」及び「教科の指導内容や指導方法について、近隣の小中学校と連携を行っている」の項目は、本市の小中学校は共に全国平均を大きく上回る結果であったことにも表れています。

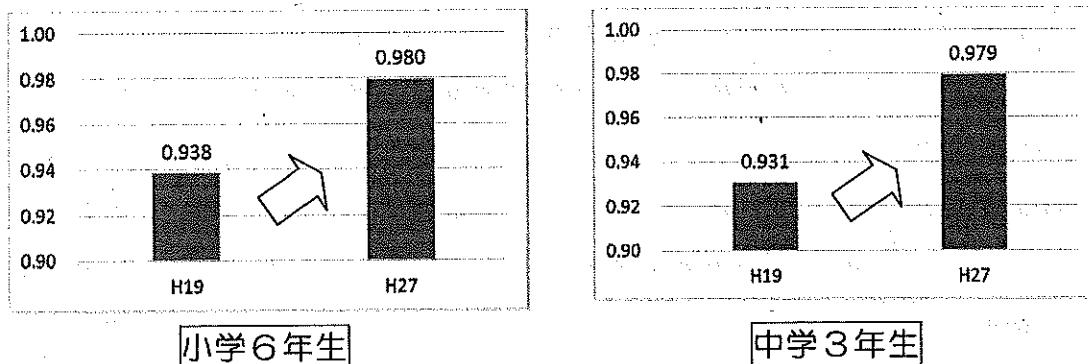
これらの取組により、平成 27 年度の全国学力・学習状況調査では、小学校の算数において全国平均を上回る結果となり、中学校においても平成 19 年度の開始以降、全国平均に最も近い結果となりました。また、無回答率は小中学校共に全国平均を下回っており、本市の子どもたちが、最後まで粘り強く取り組んでいることが伺えます。これらは、各中学校区で小学校と中学校の教員が共に協力して行ってきた授業改善や指導の工夫等の取組による結果だと考えられます。

しかし、全国学力・学習状況調査や市学習到達度調査等の学力分布を見ると、全国との比較では中低位層が多い状況にあり、学力の底上げが不可欠です。各調査の結果を活用し、中学校区全体で学力向上に向けた取組体制を更に整えていくことが必要です。

【資料】全国学力・学習状況調査

各教科（国語、算数・数学）の平均正答率合計値の変化

（全国の平均正答率を 1 としたときの本市の平均正答率比）



②心力向上

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳の時間の充実 ○道徳教育推進教師の育成 ○家庭や地域社会との連携 ○自尊感情の向上
豊かな心を育てる発表の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「発表と鑑賞」の場の充実
自主性を育てる活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動や地域活動へ参加する児童・生徒の育成 ○中学生サミットの活動

成果等

全小中学校において、豊かな人間性を備えた子どもの育成を目指し、道徳の時間の充実、校内外における道徳研修会の実施や参加、各校の道徳教育推進教師を対象とした研修会・交流会の実施等により、小中一貫した教員の指導力と意識向上が図られました。特色ある取組として、心力向上に係る各中学校区の研修会や授業公開、教育委員会実施の研修等を記載したカレンダーを作成し、全教職員に配付しています。これにより、校種を越えた授業実践の取組や中学校区における道徳授業の交流会が広がっただけでなく、保護者・地域への道徳公開授業が全小中学校で行われる等、家庭・地域と共に進める道徳教育が進んでいます。

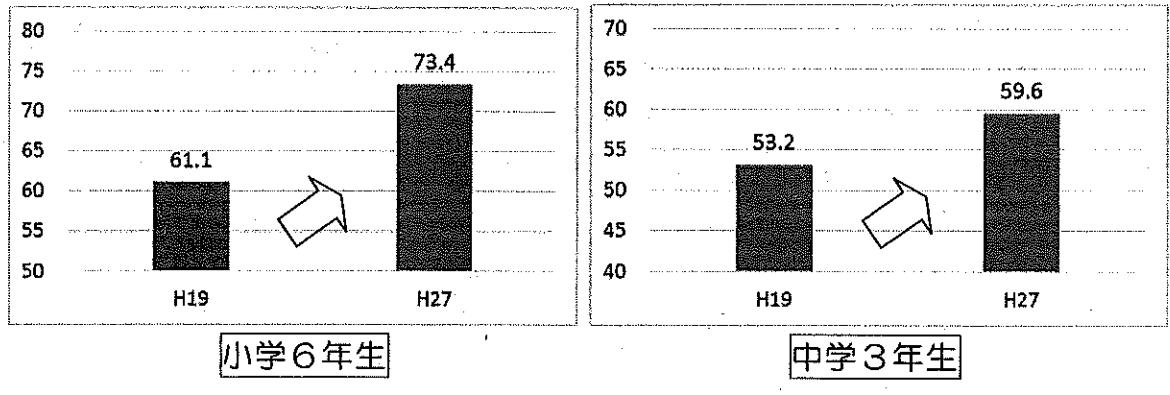
また、市内全中学校の生徒会執行部が集まった「中学生サミット」の開催、地域ボランティア活動への参加等、子どもたちの自主性を育てる活動も充実し、自分たちの問題を自分たちで解決しようとする意識が広がっています。

さらに、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「自分には良いところがある」と回答した児童・生徒の割合は、年々増加しており、各中学校区において、集団づくりや異年齢交流、体験活動等の充実が図られたことが、子どもたちの自尊感情の向上につながっているものと考えています。

今後、道徳の教科化に向けた動きがあることを踏まえ、小中一貫した道徳教育を推進できるよう、従来からの取組を発展・充実させていくとともに、校種を越えた発表・鑑賞の機会を設定することにより、子どもたちの豊かな心の育成を図る必要があります。また、子どもたちの自主性をより育むため、中学校区でのキャリア教育の充実や、学校教育自己診断等、自尊感情を計る指標項目の結果を各中学校区でいかし、取組のより一層の推進を図っていく必要があります。

【資料】全国学力・学習状況調査

本市「自分には良いところがある」における肯定的な回答の割合 (%)



③体力向上

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
体力・運動能力の向上	○中学校区体力づくり推進計画書の作成
運動習慣の育成	○体を動かすことが好きな子どもの育成 ○小中学校スポーツ行事の開催 ○放課後活動・部活動の充実
食育を中心とした生活習慣づくりの推進	○寝屋川市食育プログラムの推進

成果等

平成 23 年度より、各中学校区で「児童生徒体力づくり推進計画書」を作成するとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学 5 年生と中学 2 年生が実施）等の結果分析を、各中学校区で行ってきました。これにより各中学校区における個別の課題が明確になり、中学校区教職員が共通の認識を持ち、小中学校でつながりのある体力向上の取組を推進することができています。

また、市小学生スポーツ大会（大縄跳び大会）と市学童水泳記録会が、全小学校の参加の下、実施されるだけでなく、中学校の水泳部や陸上部が、市学童水泳記録会や小学校運動会に参加するなど、スポーツを通じた小中学校の連携もより深まっています。

これらの取組により、平成 27 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の体力合計点は、小学 5 年生男子と中学 2 年生女子は全国平均を上回り、小学 5 年生女子と中学 2 年生男子もほぼ全国平均となっています。この結果は、府内市町村においても上位に位置しており、広く注目されています。

さらに、平成 27 年度の朝食摂取率は、リーフレットの配付等による小中学校と家庭・地域が一体となった啓発活動や、食育推進計画の作成・実施により、小学 5 年生から中学 3 年生までで 90 パーセントを超えていました。

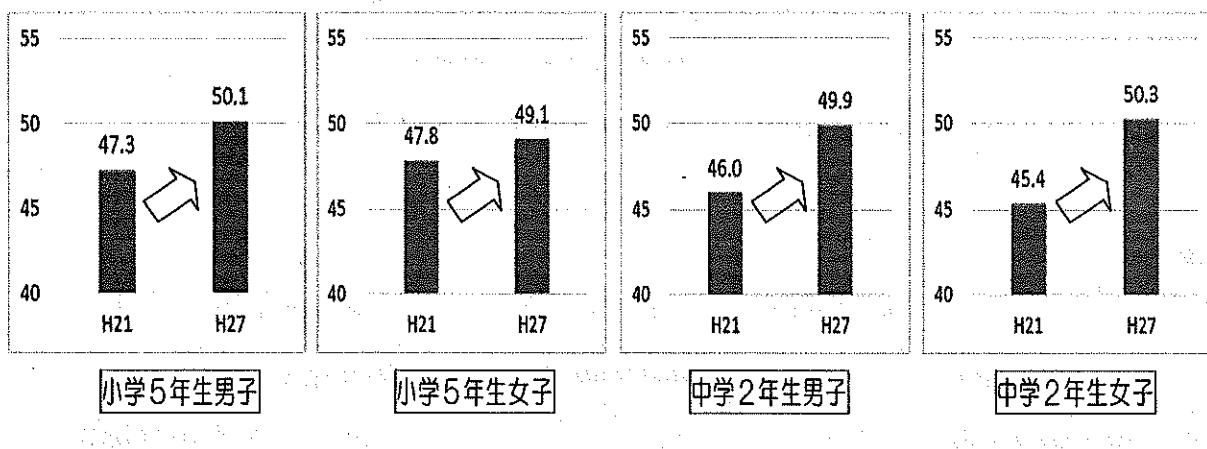
小学校低学年期の運動に対する意識が、その後の活動に大きな影響を与えることから、今後、体育の授業のみならず、運動の楽しさや喜びを体験できるよう、自ら考えたり工夫したりする力や、運動の技能、運動に親しむ資質や能力を、小中学校で継続的・計画的に育むことが重要です。さらに、複数の中学校での合同

部活動、小学6年生の部活動見学や体験の実施・継続、小中学校合同での部活動が実施できる体制の確立も必要です。

【資料】全国体力・運動能力、運動習慣等調査

(握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・シャトルラン・50m走・立ち幅とび・ボール投げ)

本市 8種目の体力合計点（全国を50としたときの比較）



④英語教育

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
英検準2級～3級程度の英語力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校英検準2級～3級受検 ○小学校英検 Jr.（旧児童英検）受検
小中つながりのある英語の学習指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校9年間のカリキュラムの作成 ○小中連携会議の充実 ○小中学校の授業交流の充実
コミュニケーション中心の授業・活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校の担任による国際コミュニケーション科授業の充実 ○中学校の「英語で伝え合う授業」の充実 ○小中「英語村」の活用 ○イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテストの実施

成果等

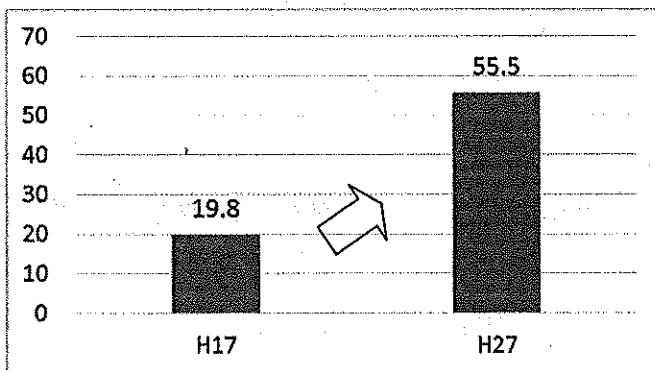
国の英語教育特別推進地域として、小学校国際コミュニケーション科及び中学校英語科の授業の更なる充実に努めてきました。また、平成20年度から受検料補助を開始した小学生の英検 Jr.（旧児童英検）では、ブロンズの平均正答率が、開始当初から毎年、全国平均を上回っています。また、平成17年度から受検料補助を開始した中学生の英検3級の受検率は、年々上昇しており、小中学校9年間の継続した取組によって、児童・生徒の意識と力は着実に向上しています。

各中学校区では「ホップ・ステップ・イングリッシュ交流会」が開催され、児童・生徒間の交流が行われるとともに、市全体では「イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト」が、予選会さらには本選と開催され、中学生の英語によるプレゼンテーション力の向上が見られています。

さらに、平成19年度から隔年で実施してきた5回の研究発表会を通して、小中学校相互の授業参観や出前授業、中学校区内の英語部会等の会議の定例化や内容の充実が図られました。これらの取組により、小中学校教員の授業力の向上が図られています。

しかし、小中学校継続した取組により、市学習到達度調査では、中学1年生入学時の「聞く能力」は高く保たれているものの、中学2・3年生の学力の定着に課題が見られます。また今後、英検が府立高校入学者選抜の合否にも加味される動向の中、英検Jr.取得率、英検受検率のより一層の向上を図ることはもちろん、文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を踏まえ、小中一貫した英語教育が行えるよう、各中学校区での交流、取組の充実が必要です。

【資料】本市 中学生 英検3級以上の受検率 (%)



⑤生徒指導

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
生活・生徒指導体制の充実	○小中連携ケース会議の推進 ○生徒指導主事会、小中生活指導協議会の充実 ○様々な人的資源の有効活用 ○教育支援センター機能の充実
開発的生徒指導の推進	○ピア・サポートプログラム（ハートプログラム）の実施
携帯・ネットいじめ対策の推進	○「寝屋川スマホ・ネット5か条」による啓発

成果等

各中学校区で、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターの活用やスクールソーシャルワーカーの助言・指導による関係諸機関との連携が進んでいます。ケース会議コーディネーター会や、中学校区ごとに全教職員に対して毎年実施している虐待研修は、全国的にも先進的な取組であり、「中学校区全体で子どもを守る」という教職員の意識や対応能力の向上が図られています。

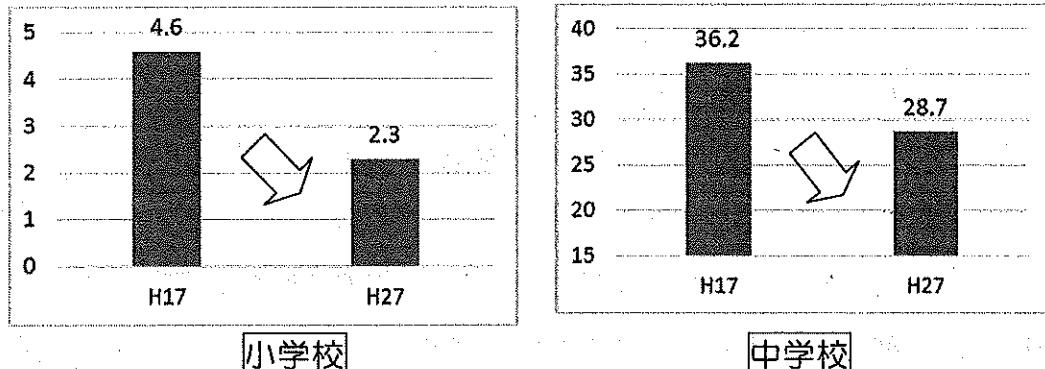
また、人間関係づくりのピア・サポートプログラム（ハートプログラム）を、小学6年生の3学期に、同じ中学校に進学予定の児童が集まり実施しています。平成17年度と平成27年度の不登校千人率を比較すると、小中学校共に大幅に減少しており、「中1ギャップ」の解消にもつながっています。

さらに、「寝屋川スマホ・ネット5か条」の策定に当たり、「中学生サミット」から提案が行われるなど、各中学校のリーダーの育成が進んでいます。平成27年度からは、市内全小学校の児童会メンバーが一堂に会し、「小学生サミット」が開催されるなど、小学校にも広がりを見せています。

「いじめ防止対策推進法」の施行、虐待等、支援を要する家庭の増加等、従前以上にいじめや問題行動、虐待等に対する教職員・保護者・地域のより高い意識が求められる中、教職員個々の生徒指導力を高めるとともに、中学校における組織対応を小学校にも広め、ケース会議の定期開催等、中学校区で連携した生徒指導体制を構築していくことは、喫緊の課題です。また、「中学生サミット」と「小

「学生サミット」の連携や各中学校区における「小中合同サミット」の開催、その充実から児童・生徒の自主性を育むことも必要です。

【資料】本市 不登校千人率の変化



⑥ 支援教育

アクションプランにおける取組項目と主な実施内容

取組項目	主な実施内容
校内支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 支援教育コーディネーターの活用の推進○ 校内委員会の充実○ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成の推進
巡回参観、教育相談等の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 教育相談員等による授業参観、教育相談○ 小中一貫した支援体制づくり○ 医療機関との連携
ユニバーサルデザインの授業の展開	<ul style="list-style-type: none">○ どの子もわかる授業の実施

成果等

各校の校内委員会から、市の教育相談体制への接続が、小中学校共に進んでいます。特に、中学校での活用が増えてきたことや、生活指導・生徒指導と校内委員会、ケース会議との連携が進み、教育相談が生活指導・生徒指導にいかされるようになってきています。各校の支援教育コーディネーターが支援教育推進の中心となり、組織的に機能する体制が整ってきています。

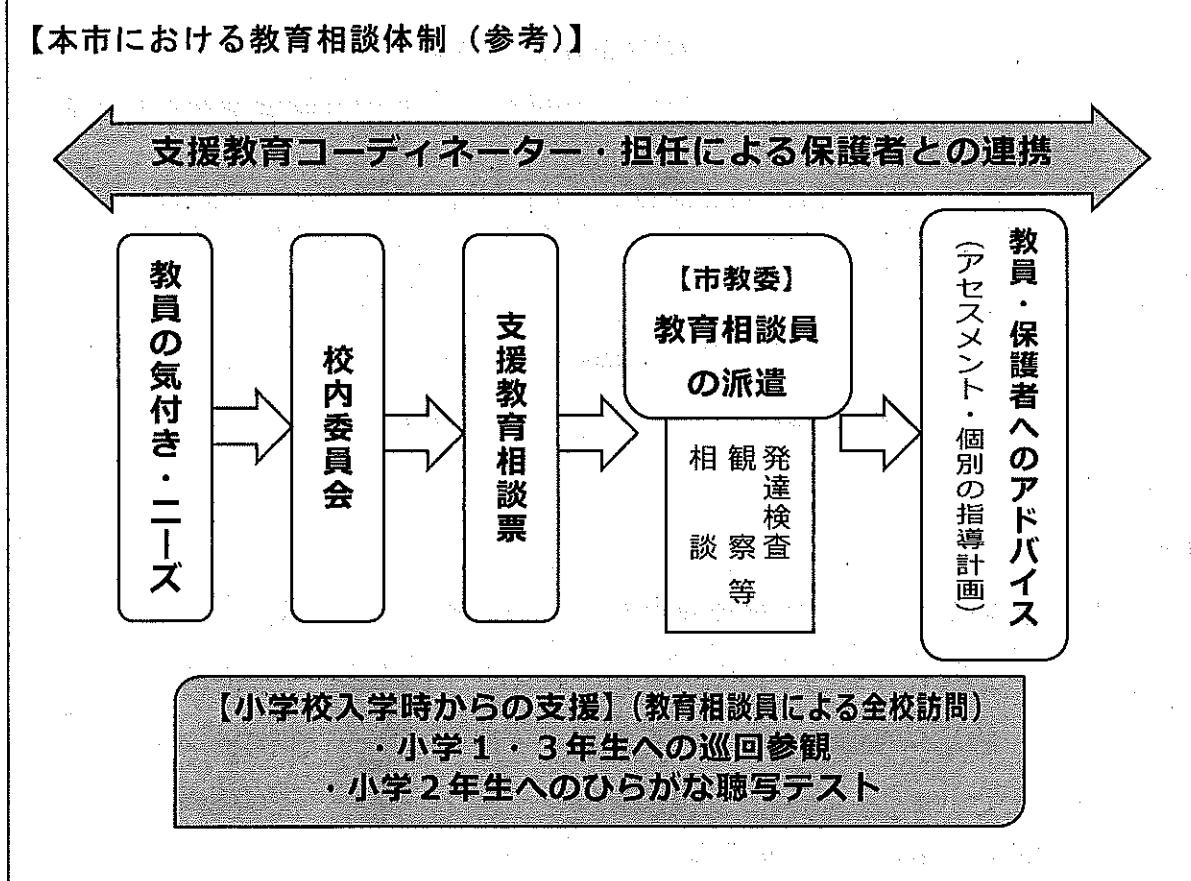
また、小学1・3年生の巡回参観、小学2年生のひらがな聴写テストが全小学

校で実施され、早期発見・早期支援に向けた体制が確立しました。これにより、小学校低学年期に一人一人の児童の発達に関する実態把握を行うことが可能となり、小中学校で継続した支援が行われるようになっています。

全小中学校で支援教育研修が実施され、教職員の意識は向上しており、特に、ユニバーサルデザインを重視した取組が定着する中、「ユニバーサルデザインの授業づくり」を中学校区として取り組み始めた校区もあります。

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充が求められています。今後、保護者参画の下、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ、合理的配慮が個別の教育支援計画に明記され、個別の指導計画への活用や、確実な引継等、小中一貫した体制づくりが必要です。

また、平成26年度に市で発行している「はちかづきノート」(サポート手帳)を活用した保護者の学校相談等、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育的支援が行えるよう、小中学校、市福祉部局と連携していくことも必要です。



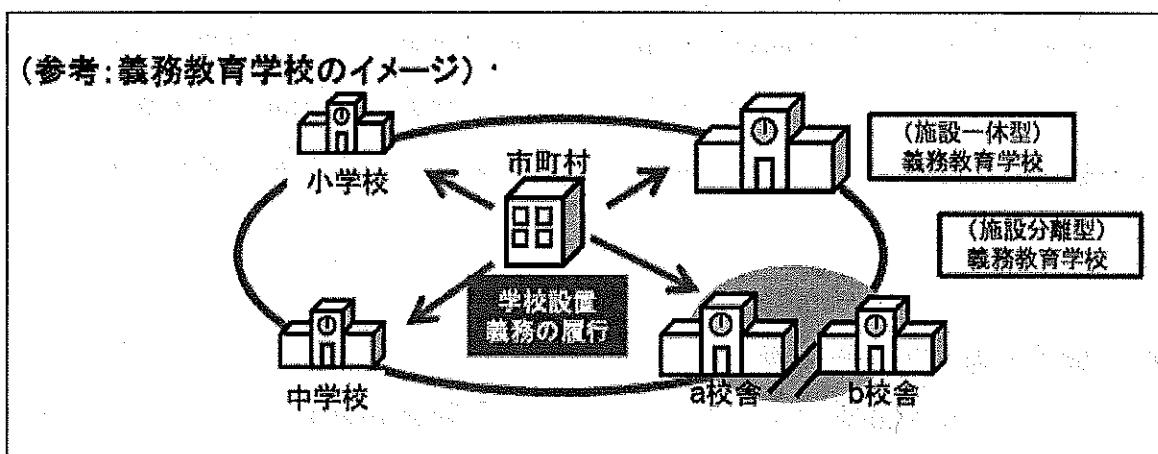
3. 次なる小中一貫教育に向けての検討

小中一貫教育 11 年間の取組を検証する中で、多くの成果が見られた反面、新たな課題への対応や、課題解決に向けた取組を検討する必要性が高まっており、有識者から受けた提言等を踏まえ、新たな小中一貫教育に向けた取組を進める必要があります。

これまで本市が進めてきた小中一貫教育による成果や課題を踏まえ、義務教育全体の質の向上を図るために、小中学校がより一体となって連携できるような体制を整えることが不可欠であり、以下に掲げる視点等から児童・生徒の成長にとってより効果の高い方向性を検討します。

① 国における小中一貫教育の制度化

平成 28 年 4 月 1 日に学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度化を行う「学校教育法」等の一部改正が行われました。また、義務教育学校に準じて小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す中学校併設型小学校・小学校併設型中学校が「学校教育法施行規則」の一部改正により制度化されました。



出典：文部科学省『学校教育法等の一部を改正する法律の概要』

小中一貫教育の成果・効果等については、文部科学省の「小中一貫教育等についての実態調査」によると、小中一貫教育を行う学校の約 9 割で成果があると回答しており、非常に高い割合で成果が現れる結果となっています。

また、小中一貫教育を行う中でも施設形態別^(*)に見ると「施設一体型」に最も大きく成果が表れており、小中一貫教育においては、施設一体型も含めた検

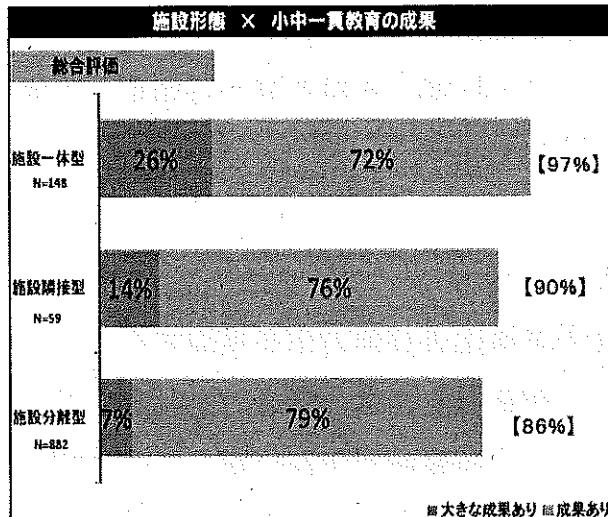
討を行う必要性があります。

※小中一貫教育における施設形態

施設一体型： 小中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。

施設隣接型： 小中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。

施設分離型： 小中学校の校舎が異なる敷地に別々に設置されている。



成果・効果等（例）

- ・全国学力・学習状況調査結果の向上
- ・生活リズムが改善、学習習慣の定着
- ・いわゆる「中1ギャップ」の緩和
- ・不登校、いじめの問題等が減少
- ・上級生が下級生の手本となろうとする意識の高まり
- ・教員の資質向上 等

出典：文部科学省『小中一貫教育等についての実態調査の結果』

このように、小中一貫教育の制度化の背景には、他市等による先行事例の成果・効果等に伴い、小中学校を一貫させた教育活動の充実に積極的に取り組むことが期待されており、地域の実情に合わせ、設置者の判断により進めることができ可能となっていることから、本市の状況に合わせた効果的な取組の検討を進める必要性が高まっています。

② 本市における小中一貫教育

本市の小中一貫教育については、これまでの取組の結果、1中学校区に2小学校の3校を基本配置とした継続性・系統性・計画性のある義務教育9年間の一貫した指導を行うとの認識が定着しています。また、教育目標に向けて一体的に進めた結果、児童・生徒においても、様々な面で一定の効果・成果が現れており、今後も継続した取組として更に推進していく必要があります。

また、児童・生徒にとって効果的な取組を検討するに当たっては、小中一貫教育の前段階である就学前教育との連携・連動した取組等を推進することで、

継続性・系統性・計画性ある取組がより円滑かつ効果的に推進されると考えられることから、就学する前段階から共通の目標に向かって取り組むことができるよう、効果的な体制等を検討する必要があります。

さらに、小中一貫教育を推進するに当たっては、教職員の協力・連携体制が不可欠であり、学校ごとの教職員組織によって個別に運営されている現状から合同会議等への参加や移動等、様々な制約と課題があることを踏まえ、より効率的・効果的に推進するための、組織体制づくりも含めて検討する必要があります。

③ 家庭・地域等との連携による教育・協育

子どもたちを育むためには、学校における教育だけではなく、地域社会全体を通じて子どもたちを育んでいく必要があります。特色ある中学校区づくりを推進する中では、地域社会を構成する人と人が相互ネットワークを形成し、地域に根付いた文化やコミュニティの下進めていく必要があり、家庭・地域・関係機関等との連携が重要となります。

児童・生徒たちが地域社会で、それぞれの成長段階に応じ、幅広い世代との交流を図り、社会のルールや役割等を体験することで、規範意識や豊かな人間性を育むことが可能となり、人づくりにおいても重要な要素です。

未来を担う子どもたちが、自らの人生を切り拓き、生き抜いていく力を育むためにも、家庭・地域等の力を最大限に引き出せる体制づくりを積極的に推進していく必要性があります。

今後、学校等において、家庭・地域・関係機関等に情報のオープン化を推進し、地域で同じ理念を共有し、共通の目標に向かった取組を推進することが重要です。

④ 「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画」及び「寝屋川市教育大綱」の方向性

小中一貫教育については、これまでの取組内容を踏まえ、児童・生徒にとってより効果的な方法等を検討する必要があり、市の最上位計画である「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画」の重点取組の一つとして、小中一貫校の設置を掲げ、子どもの成長に合わせた柔軟な教育体制の充実を図るための調査・検

討を進めているところです。

また、教育大綱では「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、小中一貫教育においては、家庭・地域との連携をより強化する中で、新たな体制や制度構築を進め、次のステージへ飛躍することとしており、現状の体制を含めた新たな体制構築に向けた検討を進めています。

本市が行ってきた小中一貫教育を後退させることなく、児童・生徒にとって効果的な取組とするためには、より効果のある教育を実践していく必要があります。新たな方向性を定め、不斷の改革を進めていく必要があります。

・第五次寝屋川市総合計画後期基本計画

・寝屋川市教育大綱基本理念 「夢を育む教育・協育」

義務教育の質の向上を図る視点

- ① 国における小中一貫教育の制度化
 - 地域の実情に合わせた効果的な取組（施設一体型等）

- ② 本市における小中一貫教育
 - 就学前教育から共通の目標に向かって取り組む体制づくり
 - 教職員の協力・連携体制の推進のための組織体制づくり

- ③ 家庭・地域等との連携による教育・協育
 - 家庭・地域・関係機関等との連携化
 - 家庭・地域等の力を最大限引き出せる体制づくり

今後の方向性

次なる小中一貫教育へ

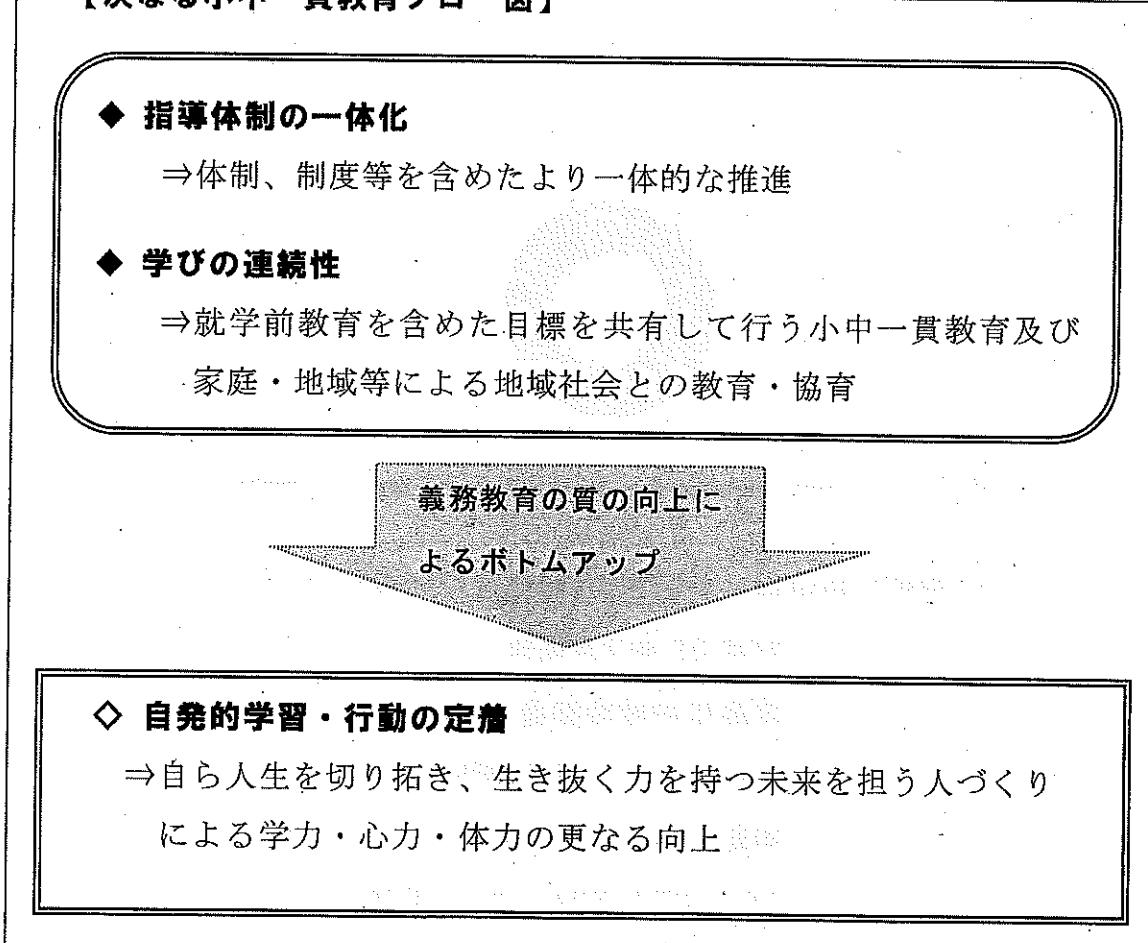
4. 今後の小中一貫教育

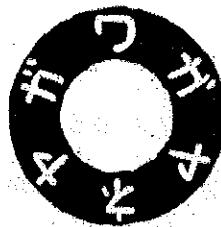
本市がこれまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題を踏まえ、次なる小中一貫教育を進めていくためには、これまでの検証の観点からボトムアップを図る取組が必要であり、今まで以上の連携・協力体制が重要なものとなります。

小中一貫教育は、小学校と中学校が一体化された組織の下、前段階である就学前教育との連携・強化による「教育」、また、育んでいく土壤となる家庭・地域等との「協育」を推進することで、将来を見据えた子どもたちの生きる力、学ぶ力を育んでいくことが重要です。

そのためにも、一貫した特色ある教育活動を展開することが不可欠であり、指導体制の一体化、学びの連続性を図ることが、より質の高い義務教育全体の実施につながるものであるとの考え方を基本とし、新たな取組を推進するとともに、具体策について検討を進めます。

【次なる小中一貫教育フロー図】





寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について

平成 28 年 7 月策定

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181(代表)
